

## 新たな地域コミュニティ支援事業概要（中間支援組織の活用）

### ◆事業目的

新たな地域コミュニティ支援事業は、新たな市政改革の柱の一つである、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて、中間支援組織を活用して、地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援等を行うことにより、市政改革プラン、豊かな地域社会の形成に向けた区政運営基本方針における大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを実現することを本業務委託の目的とする。

### ◆実施体制

#### (1) 城東区まちづくりセンターの設置

「城東区まちづくりセンター」を城東区役所内に設置し、平成31年4月1日から「アドバイザー」1名及び「地域まちづくり支援員」3名以上を配置する。

細目については、以下ア～キのとおりとする。

ア 開設場所は、城東区役所が提供する区役所庁舎3階とし、平成31年4月1日からの開所日は週5日とする。(開所時間は午前9時00分～午後5時30分まで。ただし土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)

イ 「地域まちづくり支援員」等は、「城東区まちづくりセンター」に1名以上を駐在させ、地域団体等からの相談等に応じることのできる体制を整えること。

ウ 「地域まちづくり支援員」は、ファシリテート及びコーディネートの手法、会議等運営の知識やノウハウを有している者を従事させ、地域が円滑に自律運営を行えるよう支援すること。

エ 「地域まちづくり支援員」は、受託者において、地域活動の実績を有し、地域活動に理解が深い者を積極的に配置したうえで、常に地域団体等と連携連絡を行えるよう配慮すること。

当該業務委託における「地域まちづくり支援員」は、その業務において市民に接することが多いため、受託者における、「地域まちづくり支援員」の採用や配置等に際しては、事前に区役所と十分協議し、よく調整を行うこと。

オ 受託者は、「地域まちづくり支援員」を総括し、かつ助言・指導を行うため、「城東区まちづくりセンター」に「アドバイザー」を配置する。また、「アドバイザー」は必要に応じ、区役所や地域団体等の相談にも応じること。

カ できるだけ多くの支援ができるよう、区役所と連携をとりながら広報に努めること。

キ 「アドバイザー」及び「地域まちづくり支援員」に対し、受託者は必要な研修を行うものとする。

#### (2) 城東区まちづくりセンターにおける組織体制

##### ア 業務責任者等の設置と業務体制の確立

受託者は、次のとおり、事務責任者及び「城東区まちづくりセンター」における業務責任者(アドバイザーの兼務可)・アドバイザー及び地域まちづくり支援員をもって業務体制を組織する。

###### (ア)事務責任者

###### (イ)現場(「城東区まちづくりセンター」)の体制

- ・業務責任者(アドバイザーとの兼務可)
- ・アドバイザー(業務責任者との兼務可)
- ・地域まちづくり支援員

## ◆具体的な業務内容

上記目的を達成するために、以下の業務を行う。

別紙1－1「地域活動協議会のめざす姿」の状態の実現に向け、別紙1－2「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」が行われるよう支援すること。

また、地域においては様々な課題や資源等地域の実情があるが、この城東区における地域活動協議会の自律運営支援にあっては、城東区の課題・実情等を念頭に置きながら、業務を行うものとする。

### 城東区の課題・実情等

- ① 大規模な高層住宅が建設され、若い世代、マンション住民等の地域活動への参加促進や高齢化に伴い地域コミュニティの新たな担い手の育成が大きな課題となっており、積極的な支援が必要である。  
また、地域ごとに進捗度合いに格差が生じており、課題も違ってきてることからニーズに合った支援が求められている。
- ② 子育て層の割合が高く、地域をあげて子どもを健全に育む環境づくりが必要不可欠である。また、一人暮らしの高齢者も増加しており、地域で支え合う福祉のまちづくり推進にむけた支援が必要である。
- ③ 河川に囲まれた地区や住宅密集地域も広範囲に存在していることから、共助による地域防災対策の構築が不可欠である。  
また、地域ぐるみで防犯意識を高揚させるなど、犯罪の少ない安心・安全なまちづくりの推進にむけた取組への支援が必である。

#### （1）地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援

積極的に校区等地域に出向き、さまざまな市民活動団体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題に取り組む、地域活動協議会の自律的な地域運営に向け、以下の支援を行う。また、地域の実情に応じて、区役所職員と連携して支援を行うこと。

なお、自律運営にかかる支援については、別紙1－1「地域活動協議会のめざす姿」、別紙1－2「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」を参考とすること。

- ア 若い世代など幅広い市民参画の促進、地域における担い手育成や人材育成への助言・指導
- イ 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すため、事業の効果的な実施を支援
- ウ 多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
- エ 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
- オ 地域活動協議会が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言・指導

（ア）行政からの委託事業を受託するための支援

（イ）コミュニティ・ビジネス及びソーシャル・ビジネスの促進に向けた支援

- カ 地域活動協議会の事務局機能充実に向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導

（ア）会計事務支援

（イ）事業実施支援

（ウ）会議の開催支援

（エ）地域の情報発信に係る指導及び助言等の支援

（オ）その他、団体組織運営において必要な事柄の支援

- キ NPO等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言・指導

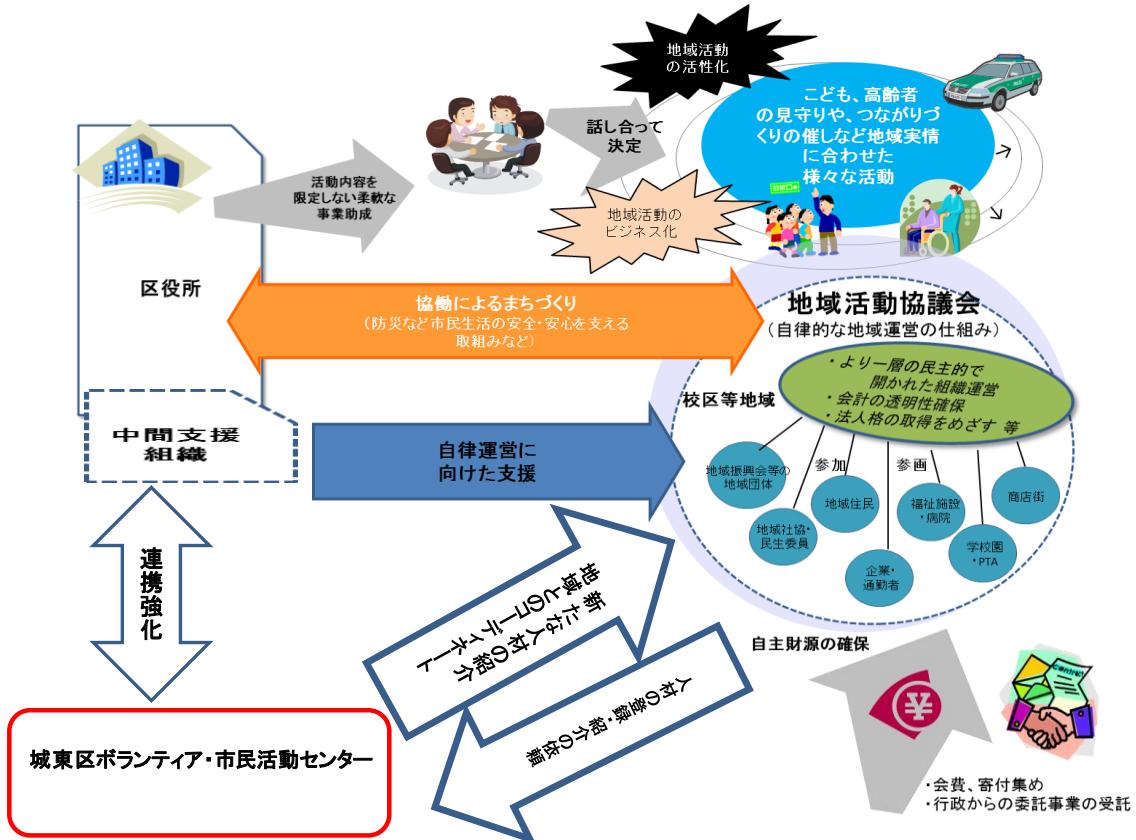
ク 地域活動協議会の認知度のアップ

◆本業務における具体的な成果目標

(1) 資料①「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」

※「城東区ボランティア・市民活動センター」との連携の趣旨については、別紙1－4参照

**市民による自律的な地域運営の実現（イメージ）**



**地域活動協議会への主な支援内容**

- 豊かなコミュニティづくりに向けて、地域活動への住民参加・参画の促進や、新たな担い手の発掘、育成の取組みを支援。
- 地域団体の活性化に向けて、より一層の民主的で開かれた組織運営、会計の透明性の確保に向けた助言等の支援。
- 多様な協働の推進に向けて、活動団体間のネットワークづくりの支援。
- 自律的な地域運営の仕組みづくりの支援。
- 法人格の取得を希望する地域活動協議会への支援。
- 自主財源の確保に向けた情報提供や取組みの支援。

## (2) 本市が実施する利用者アンケート調査（参考資料：平成29年度 様式4）

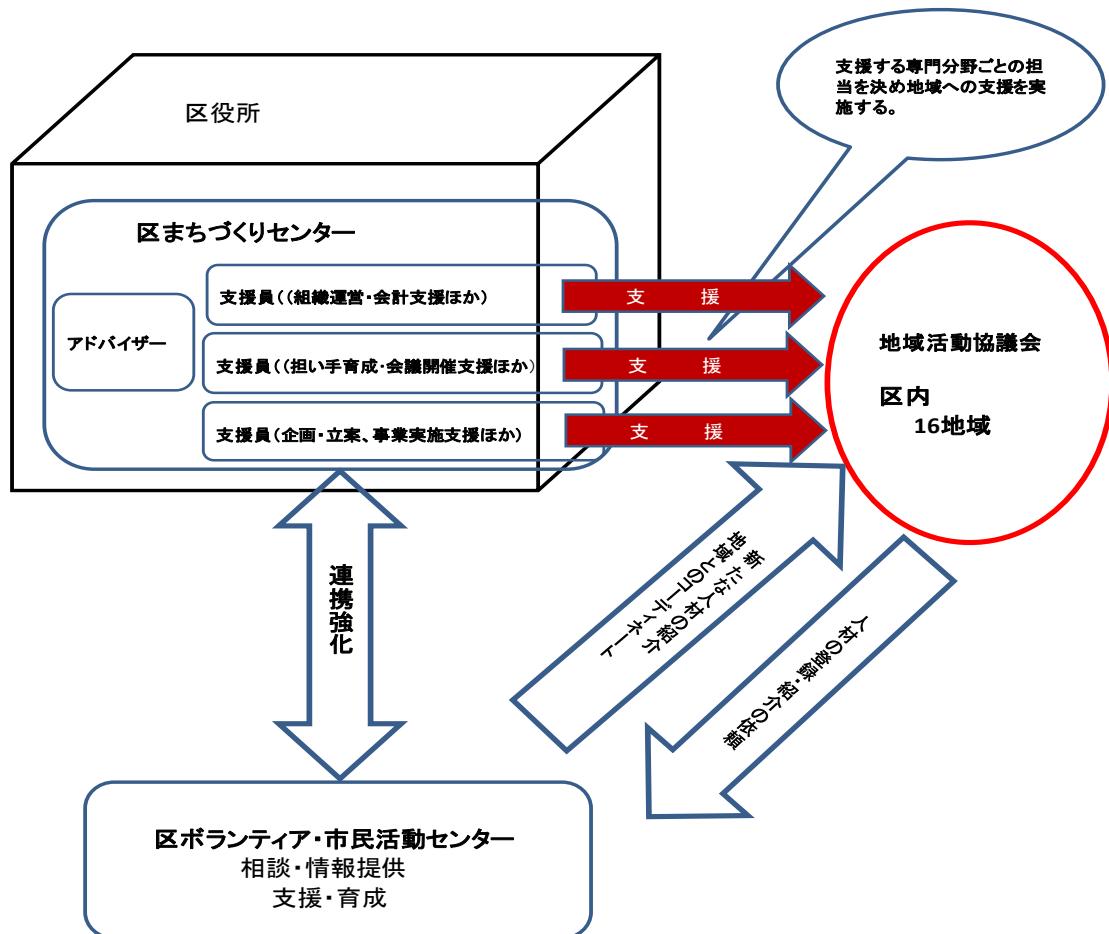
- 各項目の平成29年度数値を上回り、目標値達成を目指すこと。

項目	参考(H29 数値)	目標値
まちづくりセンター等の支援を受けた団体が、自分の地域に即した支援を受けることができていると感じている割合	63.1%	82%以上
まちづくりセンター等の支援を受けた団体が、支援に満足していると感じている割合	57.5%	77%以上
地域において、地域が自律的な地域運営に取り組めるようになっていると思う割合	67.5%	72%以上

◆委託期間：平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

## 中間支援組織イメージ図

中間組織イメージ図



## 別紙 1－4

### 城東区ボランティア・市民活動センター（城東区社会福祉協議会内組織：平成 29 年 6 月 17 日発足）との連携趣旨について

今回の委託事業は、募集要項や仕様書の「事業の目的」に記載されていますように、中間支援組織を活用し地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援を行い、多種多様な地域課題への対処、また地域の活性化など活力ある地域まちづくりをすすめることを目的としています。

地域活動協議会が設立されて 5 年を経過する中で、地域では自律に向けた取り組みが進んでいます。

しかしながら全地域とも「次世代の担い手不足」が深刻化しており、この課題解決に向けた取り組みが必要となっています。

城東区役所と社会福祉協議会は「連携・協働し、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づくりのための取組みを行い、もって地域福祉の推進に資すること」を目的として、平成 26 年 4 月 1 日付で「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」を締結しており、城東区社会福祉協議会の役割の中に「活動の担い手及びボランティアの育成・支援」が含まれています。

さらに、平成 29 年 6 月 17 日には城東区社会福祉協議会内に「ボランティア・市民活動センター」が、地域のボランティア活動・市民活動の相談窓口として活動し、支え合い・助け合いの輪を広げ、誰もが住みやすいまちづくりを共に考え、活動先との連絡調整や新たなボランティアの紹介・育成などに取組む目的で発足しました。

こうしたことから、本協定に基づき、地域が必要とする担い手の紹介や人材育成などの支援について「ボランティア・市民活動センター」と中間支援組織が連携することにより、お互いの目的が合致しているばかりではなく、自律的運営に向けてより地域ニーズに沿った実効性ある支援になるよう体制をとるものです。